

外国特許トピックス

2016年6月

特許業務法人 志賀国際特許事務所

(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

韓国特許法改正

2016年6月30日、および2017年3月1日施行の韓国特許法改正につき、審査段階と登録段階の主要な改正点をピックアップしてご紹介いたします。

(1) 審査段階においては、権利化を早める目的で、以下の改正が行われます。

① 審査請求期間を5年から3年に短縮(第59条第2項の改正)

特許出願の審査請求期間が、現行法の「特許出願日(又は国際出願日)から5年」から「特許出願日(又は国際出願日)から**3年**」に短縮されます。(2017年3月1日以降の出願から適用)

審査請求日から9ヵ月以内に、所望する審査時点を記載した審査猶予申請を行うことにより、特許出願日(又は国際出願日)から5年まで審査着手を猶予してもらうことができます。

② 外国出願の審査結果提出命令制度の導入(第63条の3の新設)

日本、米国、欧州、中国、韓国を除いた国の出願に対する審査結果は確認が難しいことが多いため、審査官は外国基礎出願の審査結果を所定の期限内に出願人に提出することを命ずることができるようになります。(2017年3月1日に審査中の出願から適用)

(2) 登録段階においては、無効特許を減少させる目的で、以下の改正が行われます。

① 特許査定後の職権再審査制度の導入(第66条の3の新設)

現行法では、審査官が特許査定後に拒絶すべき明白な瑕疵を見つけても、審査を再開することができませんが、改正法では、特許の無効率を下げる目的で、審査官の特許査定後も設定登録前までであれば、審査官が明白な拒絶理由を見つけた場合は、職権により特許査定を取り消し、再審査することができるようになります。(2017年3月1日以降に特許査定される出願から適用)

② 特許取消申請制度の導入(第132条の2～第132条の15の新設)

現行法では、第三者が特許権を消滅させる手段として無効審判請求がありますが、新たに、誰でも一定期間に特許取消理由を提供すれば、審判官にその特許の瑕疵の有無を迅速に検討してもらえ、特許取消申請をすることができるようになります。(2017年3月1日以降に設定登録される特許権から適用)

以下は、無効審判と特許取消申請の比較です。

	特許取消申請	無効審判
趣旨	登録特許の再検証(特許庁による再審査)	当事者間の紛争解決
申請人・請求人の適格	何人も	利害関係人または審査官
申請・請求の期間	特許登録公告後 6月	いつでも可能
申請理由/無効理由	新規性・進歩性・先願・拡大された先願違反のみ	全ての無効理由
審理方式	審判官合議体による書面審理	審判官合議体による口述審理
訂正請求の期間	1回のみ	複数回可能
不服申し立て	取消決定→不服可能/棄却・却下決定→不服不可	全審決に対して特許法院に不服可能
費用	低費用	高費用

※無効審判においても、このたびの改正で、請求人適格と請求可能期間の改正がありました。

(3) 登録段階以降に特許庁に納付した費用の返還範囲が、以下のように拡大されます。(第84条第1項第6号～第11号の新設)

第84条第1項	返還内容	適用時期
6号	特許権を放棄した年の翌年からの 特許料 該当分	2016年6月30日以降、最初に特許権を放棄した場合から適用
7号	特許拒絶決定、または特許権存続期間延長登録拒絶決定が取り消しになった場合、 審判請求料全額	2016年6月30日以降、最初に拒絶決定が取り消しになった審判請求から適用
8号	審判請求の却下決定が確定した場合、 審判請求料の半額	2016年6月30日以降、最初に却下決定が確定した審判請求から適用
9号	審理終結通知前までに当事者参加申請を取り下げた場合、 参加申請料の半額	2016年6月30日以降、最初に取り下げた参加申請から適用
10号	当事者参加申請が拒否された場合、 参加申請料の半額	2016年6月30日以降、最初に拒絶された参加申請から適用
11号	審理終結通知受領前までに審判請求を取り下げた場合、 審判請求料の半額	2016年6月30日以降、最初に取り下げになった審判請求から適用

※返還は、納付者からの請求が必要となります。(請求可能期間: 庁通知受領から3年)

以上